

## 病院部門消費税負担額について（概要）

平成24年7月13日

一般社団法人 日本私立医科大学協会

### 【消費税について】

消費税法においては、自由診療、いわゆる自費診療や室料差額などの一部を除いた医療収入は社会政策的な配慮から基本的に非課税売上となっている。

現在、問題となっているのは医療収入が非課税売上であるのに対し、医療機関が患者さんの治療のために購入する医薬品や医療材料等には消費税が課せられており、消費税を大学病院が負担しなければならないということになっている。

一般的に消費税は、売り上げた時に消費者から受け取った消費税と、仕入れた際に支払った消費税との差額を納税するものである。

例えば、ある商品を1万円で仕入れた場合、5%の500円を消費税として支払うことになる。これを仮払消費税という。その仕入れた商品を2万円で売り上げた場合、消費者からは5%の1000円を消費税として受け取ることになる。これを仮受消費税という。

この受け取った消費税（仮受消費税）と支払った消費税（払消費税）の差額である500円が納税額となる仕組みとなっている。

しかしながら、大学病院においては、医療収入のほとんどが非課税売上であることから、患者さんへの請求に消費税を転嫁することが出来ないこととなっている。一方、医薬品や医療材料、給食材料などの仕入れについては消費税を支払っているため、最終消費者である患者さんが支払うべきものである消費税を、社会保険診療報酬が公価であることにより、結果的には大

学病院が最終消費者として消費税のほとんどを負担しているという状況となっている。

そこで政府は、平成元年の消費税導入時に社会保険診療報酬を損税負担解消として0.76%アップして措置し、さらに平成9年に消費税率が3%から5%に引き上げられた際には、同じく0.77%アップして措置し、合計で社会保険診療報酬に1.53%を病院の損税負担解消にあてたと主張している。

私立医科大学病院における控除対象外消費税は、経年推移を見ても社会保険診療報酬のうち、2.5~2.7%の割合で発生しており、決して一時的な負担ではない。

平成22年度私立医科大学病院（29大学、82病院）における社会保険診療報酬の総額は1兆3,364億4,300万円であり、そのうち控除対象外消費税額の総額は330億3,900万円であった。

したがって、社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合は2.5%となっている。

国の主張どおりに1.53%が補填されているものと仮定すると、その補填額は201億3,900万円であるが、その補填額を差し引いても、社会保険診療報酬総額に対して129億円（負担率0.97%）を私立医科大学病院が負担していることとなる。

なお、1大学あたりで換算すると控除対象外消費税額は11億3,900万円となり、また、1病院あたりで換算すると控除対象外消費税額は4億300万円となる。

平成22年度

私立医科大学病院消費税負担額について

(私立医科大学 大学数：29 病院数：82)

(単位：百万円)

社会保険診療報酬（総額）	1,336,443
控除対象外消費税額（総額）【損税】	33,039
社会保険診療報酬（総額）に占める 控除対象外消費税額（総額）の割合	2.47%
1大学あたり控除対象外消費税額	1,139
1病院あたり控除対象外消費税額	403

厚生労働省社会保険診療報酬消費税転嫁加算率1.53%  
が補填されたものと仮定する

(単位：百万円)

平成22年度診療報酬への転嫁額 (消費税補填額)	20,139
補填後の消費税負担額	12,900
社会保険診療報酬（総額）に占める 補填後消費税負担額の割合	0.97%

## 【日本医師会の平成23年度税制改正要望】

- ① 社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設

※日本私立医科大学協会も日本医師会と協議し、同様の提案を作成。

☞次ページより私立医科大学病院消費税額の詳細を記載

私立医科大学病院の消費税実績額（平成22年度）は下記のとおりである。

## 1. 病院消費税実績額調査（合計額）について

### （1）消費税負担額E

昨年度より7億円5,400万円増えて、309億1,600万円となっている。

これは、課税支出と課税収入から算出される、仮払消費税と仮受消費税の差額が増加したということになる。

### （2）消費税納付額F

昨年度より1億8,100万円増えて、21億2,300万円となっている。

### （3）消費税合計G

病院の実質的な消費税負担額は、「消費税負担額E」と「消費税納付額F」を合わせた額となる。

昨年度より9億3,500万円増えて、330億3,900万円となっている。

この消費税合計を、1大学平均で試算すると11億円となり、病床数1床あたりでは66万6,000円となる。なお、消費税合計は、全医療収入額の2.35%に相当している。

### （4）補填後消費税負担額H

これは、実質的な消費税負担額合計である330億3,900万円から、診療報酬の転嫁額の201億3,900万円を差し引いた額である。

昨年度より4億1,700万円減少して、129億円となっている。

この129億円は、平成元年より消費税が導入されたため、大学が負担することになった金額である。昨年より約4億1,700万円減少したとはいえ、大変大きな負担額であるといえる。

仮に診療報酬で補填されているとしても、消費税の課税

仕入れは医薬品だけでなく、光熱費などの諸経費また、設備投資など多岐に渡っており、医療機関個別の事情で消費税の負担が異なることから、政府が言うところの補填に不公平感が伴い、さらに診療報酬で消費税分を補填したとなると消費税を患者に転嫁したことになり、厳密な意味での「医療は非課税」とは言えなくなる。

## 2. まとめ

例えば消費税の税率が、現行の5%から倍の10%になったと仮定した場合、先ほどの「消費税合計G」の330億3,900万円が倍の661億円にまで膨れ上がってしまい、1大学平均では約23億円という、大変大きな負担額になってしまう。

消費税の引き上げが現実のものとなりつつある中、日本医師会では毎年、政府や厚生労働省に対して、消費税のゼロ税率や、軽減税率の適用を求めている。また、本協会も日本医師会等関係機関と連携をとっている。

もし、医療収入が非課税扱いから課税扱いとなり、ゼロ税率（課税制度）になれば、仮払消費税で支払ったものが還付されるようになる。

実際に現行では、輸出関係業者にこの制度が適用されており、医療機関においてもゼロ税率が実現すれば、先ほどの調査分析書の「消費税負担額E」の309億円が還付されるわけである。

「社会保障と税の一体改革」における消費税の問題は医療機関を抱える私立医科大学にとって喫緊の課題であり、損税として他に転嫁することのできない消費税が、今後、大学や病院の経営を圧迫していくのは明白である。改めて消費税制度の見直しを求めているかなければならない。

以上

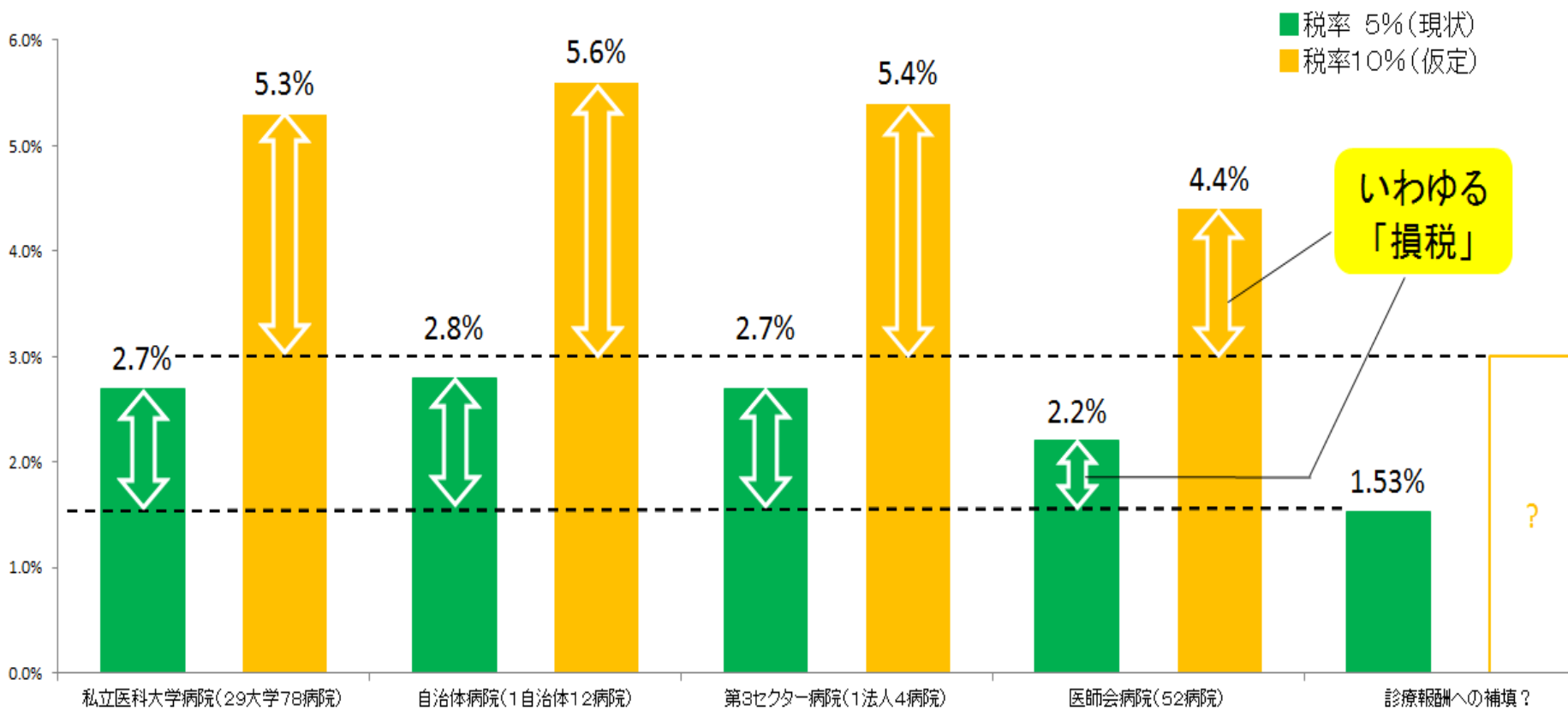
# 日本医師会と日本私立医科大学協会の 作成による消費税についての資料

平成24年7月13日

# 消費税率引き上げとその影響

仮に1.53%が現在でも補填されているとしても、1.53%では、不十分だったことは明らか。  
この不足は、消費税率が上がれば拡大する。

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合

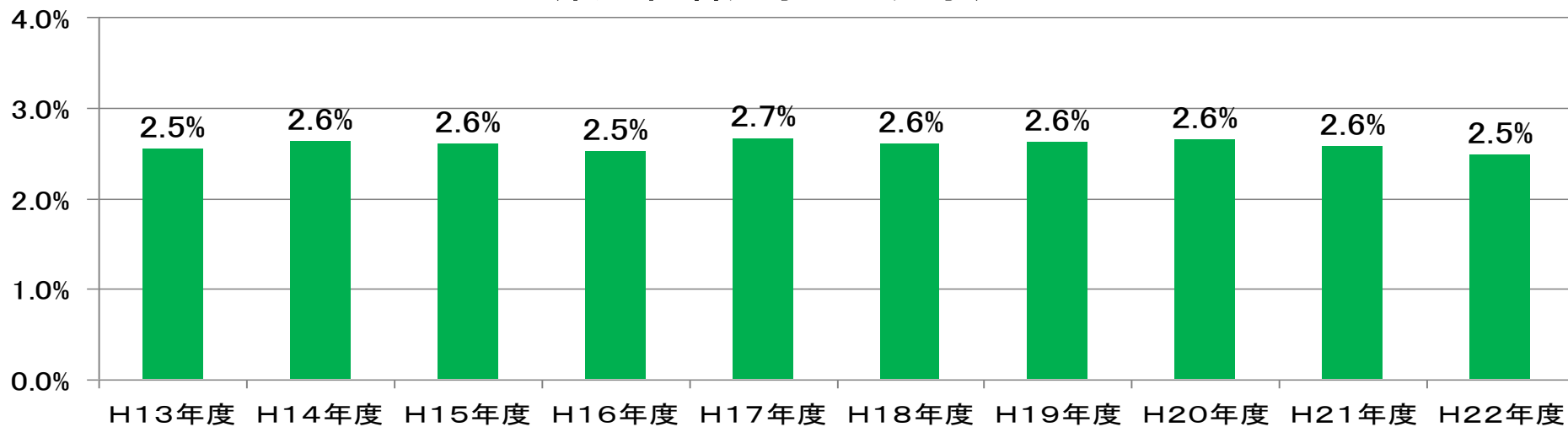


※診療報酬補填は、厳密には101.53分の1.53となるが、便宜上、「1.53%」と表記している。



経年推移をみても社会保険診療収入の2.5%～2.7%の割合で控除対象外消費税が発生している(私立医科大学病院)。決して一時的な負担ではない。

社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合  
(私立医科大学 29大学)



(金額単位:百万円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
大学数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
病院数	77	77	77	77	78	79	80	82	82	82
社会保険診療収入(総額)	997,293	994,214	1,026,837	1,045,291	1,076,539	1,104,980	1,150,647	1,202,998	1,246,724	1,336,443
控除対象外消費税額(総額)	25,332	26,073	26,713	26,371	28,597	28,725	30,089	31,773	32,104	33,039
1大学当り控除対象外消費税額	874	899	921	909	986	991	1,038	1,096	1,107	1,139
1病院当り控除対象外消費税額	329	339	347	342	367	364	376	387	392	403
社会保険診療報酬に占める 控除対象外消費税額の割合	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%

# 加盟大学法人実質消費税負担総額推移表

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人実質消費税 負担総額（29大学）	35,469,429	39,588,142	39,556,048	38,608,254	40,650,730	42,621,542	42,741,617
対前年度比（増減率）	—	11.6%	▲0.1%	▲2.4%	5.3%	4.8%	0.3%

[消費税法人実質負担額を算定する算式について（説明）]

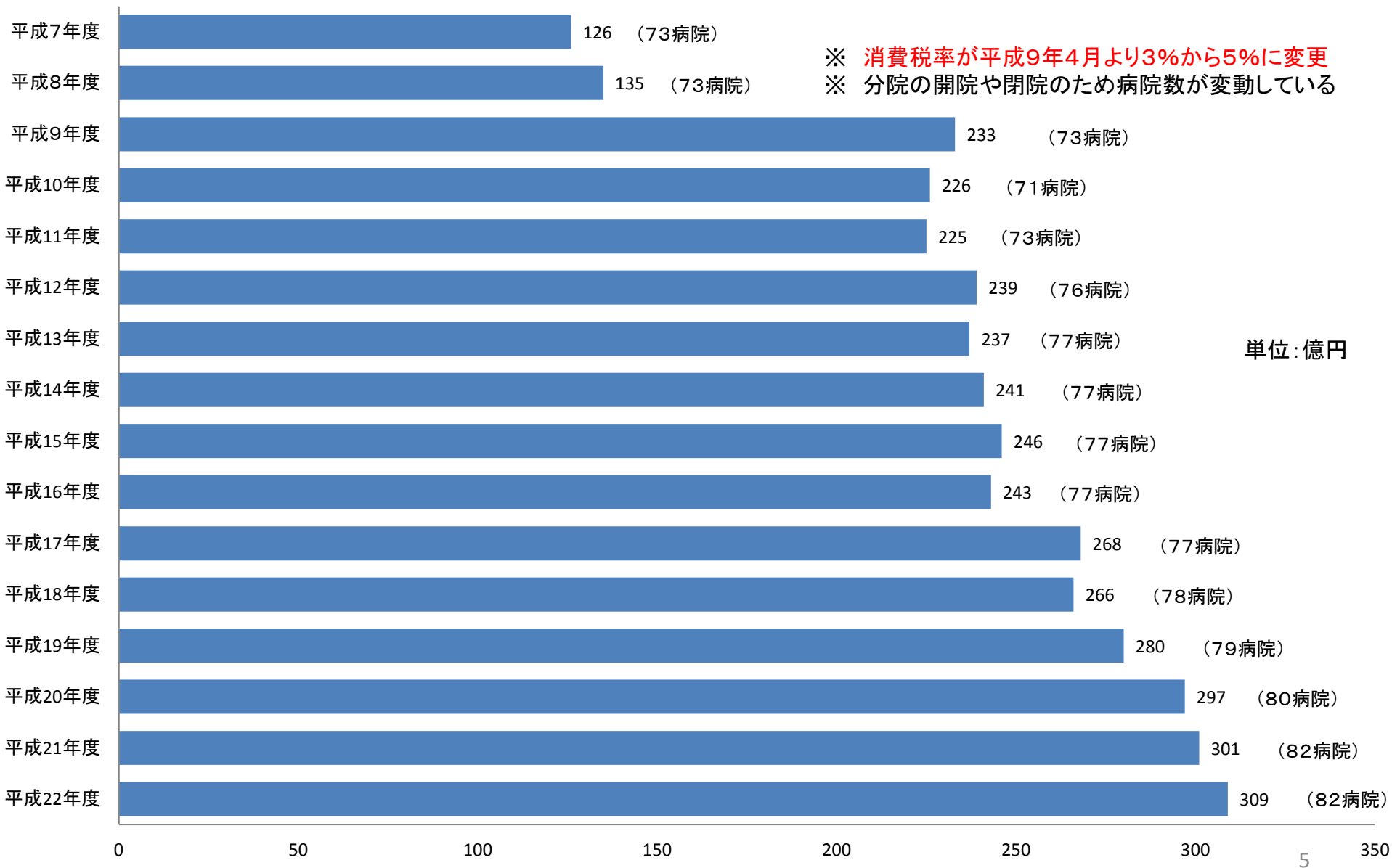
{(課税支出に係る消費税) - (課税収入に係る消費税)} + (納付税額)

= {(課税支出に係る消費税) - (課税収入に係る消費税)} + {(課税収入に係る消費税) - (課税支出に係る消費税控除額)}

= (課税支出に係る消費税) - (課税支出に係る消費税控除額)

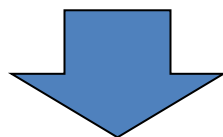
= 法人実質消費税負担額

# 加盟大学附属病院消費税負担額の推移



# 日本医師会 平成23年度医療に関する税制 改正要望

日本私立医科大学協会と日本医師会における確認事項は以下のとおり。(平成23年9月12日)



- ① 社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善。
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

## 消費税に関する緊急調査結果

国から「消費税率を引き上げる場合にも診療報酬については非課税を継続する」との見解が示されたことから、緊急調査を実施。

現在、社会保険診療報酬が非課税とされているため、多額の控除対象外消費税(損税)が発生しており、平均で年間1億円以上、500床以上の病院では3億円以上もの負担となって、病院経営を圧迫している。

特に、自治体立病院は室料差額等の課税売上割合が低い(4%程度)ため、控除できる消費税が少ないという特色がある。

社会保険診療報酬に係る消費税制度に対しては、次のような意見が多かった。

- 診療報酬を課税対象とし、税率を軽減(ゼロ税率等)
- 医療機関が購入する薬品・診療材料は非課税
- 仕入れに係る消費税は全額控除対象

病院種類別の平均金額(1病院当たり)

(千円)

収支項目等	病院の種類・規模 法適総数	一般病院							精神病院	独法
		20~99床	100~199床	200~299床	300~399床	400~499床	500床~			
病院数	159	155	28	32	16	27	25	27	4	5
平均病床数	304	306	69	147	240	341	437	621	234	395
A 総売上高(総収益-繰入金等)	5,727,800	5,843,189	837,831	1,931,942	3,877,224	5,630,144	8,752,672	14,023,331	1,314,188	8,093,898
B 収入に係る消費税	11,471	11,718	2,273	4,139	7,877	12,576	16,252	27,885	1,949	12,413
C 支出に係る消費税	129,319	132,236	18,883	35,926	82,658	121,464	205,097	336,620	16,298	172,010
ア 損益的支出	109,314	111,723	14,935	31,947	71,137	110,915	181,844	266,574	15,961	153,505
うち、医薬品費	38,004	38,880	5,511	8,684	25,385	33,034	71,002	96,483	4,707	54,967
医療材料費	23,741	24,348	1,975	6,309	14,054	22,334	37,988	64,844	516	35,201
委託料	26,901	27,435	6,309	7,619	17,036	31,177	40,021	64,062	6,329	38,699
イ 資本的支出	20,006	20,514	3,948	3,979	11,521	10,549	23,253	70,046	336	18,505
うち、施設関係	7,482	7,671	2,496	817	5,648	2,653	9,130	26,084	184	5,878
設備関係	11,759	12,062	1,389	3,158	5,868	7,872	13,458	40,301	87	11,945
D 課税売上割合(%) (B / 5% / A)	4.0%	4.0%	5.4%	4.3%	4.1%	4.5%	3.7%	4.0%	3.0%	3.1%
E 控除対象外消費税(損税)推計額 C × (1 - D)	124,140	126,932	17,859	34,387	79,299	116,037	197,481	323,233	15,814	166,734
F 消費税率が10%になった場合の 控除対象外消費税(損税)推計額	248,279	253,864	35,717	68,774	158,599	232,075	394,961	646,466	31,629	333,467
【参考】 納付消費税額	6,417	6,510	1,361	2,789	4,755	6,833	9,368	13,740	1,815	5,285